

## 盛岡市子ども・子育て会議の設置について

平成 25 年 8 月 29 日

保 健 福 祉 部

### 1 盛岡市子ども・子育て会議の設置

#### (1) 設置根拠

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定により、市町村は、条例で定めるところにより、特定教育・保育施設の利用定員の設定について意見を聴く等のため、審議会その他の合議制の機関（いわゆる「地方版子ども・子育て会議」）を置くよう努めるものとされている。

#### (2) 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て関連 3 法が平成 24 年 8 月に成立し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とする子ども・子育て支援新制度が、早ければ平成 27 年度から新たな本格施行されることになっている。（新制度の概要は別紙「参考」のとおり。）

新制度においては、すべての市町村が「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これに基づいて、給付や事業を実施しなければならないこととされており、支援事業計画の策定や変更をしようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないこととされている。

### 2 盛岡市子ども・子育て会議の内容

#### (1) 組織

委員 20 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- ア 子どもの保護者
- イ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- ウ 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者

#### (2) 任期

委員の任期は、2 年とする。

#### (3) 所掌事務（子ども・子育て支援法第 77 条に掲げる事務）

- ア 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関して意見を述べること。

イ 特定地域型保育事業（小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育）の利用定員の設定に関して意見を述べること。

ウ 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関して意見を述べること。

エ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(4) 臨時委員

特別の事項を調査審議させるため必要があるときは，臨時委員若干人を置くことができる。

(5) 部会

子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

3 関係条例の制定

平成 25 年 9 月市議会定例会に盛岡市子ども・子育て会議条例の提案を予定している。

施行期日は，平成 25 年 10 月 1 日。

4 今後のスケジュール(予定)

平成 25 年 11 月	盛岡市子ども・子育て会議設置
平成 25 年 11～ 12 月	子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査実施
平成 26 年 6～ 9 月	幼保連携型認定こども園認可基準ほか関係条例制定
平成 26 年 8 月	子ども・子育て支援事業計画素案作成
平成 26 年 10 月	パブリックコメント
平成 27 年 2 月	子ども・子育て支援事業計画策定
平成 27 年 4 月	子ども・子育て支援新制度本格実施

## 子ども・子育て支援新制度の概要

## 1 子ども・子育て支援新制度の目的

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく仕組みであり、その目的は次のとおりである。

- (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- (2) 保育の量的拡大・確保，教育・保育の質的改善
- (3) 地域の子ども・子育て支援の充実

## 2 子ども・子育て支援新制度の主なポイント

- (1) 認定こども園，幼稚園，保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

## ア 施設型給付（認定こども園，幼稚園，保育所）

- ・個々の児童について「保育の必要性」を認定し，認定内容に応じた給付を行う。
- ・保護者に対する給付を，施設が法定代理受領する。
- ・給付の対象となる施設は，利用定員を定めた上で市町村が確認する。
- ・国が給付単価の「公定価格」を定める。
- ・利用者負担は，現行水準・利用者の負担能力を勘案した応能負担となる。

※私立保育所は，当分の間，現行どおり市町村が保育所に委託費を支払い，利用者負担の徴収も市町村が行う。  
私立幼稚園は，給付を受けず従来どおり私学助成・就園奨励補助を受けることも可能。

## イ 地域型保育給付（小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育）

保育の必要性の認定に応じた給付等，基本的な仕組みは施設型給付と同じである。

## (ア) 小規模保育事業

- ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する保育を行う。
- ・定員は6人以上19人以下。

## (イ) 家庭的保育事業

- ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し，家庭的保育者の居宅等において保育を行う。
- ・定員は5人以下。

## (ウ) 居宅訪問型保育事業

- ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し，その居宅において家庭的保育者

による保育を行う。

(エ) 事業所内保育事業

- ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、事業所内の施設等において保育を行う。
- ・従業員の子どもに加え、一定割合の地域の保育を必要とする子どもを保育する。

(2) 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、新たな幼保連携型認定こども園制度が創設される。

- ・認定こども園の財政措置は、従来の保育所部分に対する運営費負担金、幼稚園部分に対する私学助成及び就園奨励費補助から「施設型給付」に一本化される。
- ・認可手続・権限は、従来の幼稚園の認可（県）、保育所の認可（市）及び認定こども園の認定（県）が、新制度では、幼保連携型認定こども園の認可（市）に一本化される。

※新たな幼保連携型認定こども園については、既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない。

(3) 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業が充実される。

(4) 子ども・子育て支援事業計画の策定

都道府県及び市町村ごとに、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これに基づいて給付・事業を実施する。

- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」、「実施時期」等を定める。
- ・「量の見込み」は、市内の子どもについて、教育・保育等の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定する。
- ・計画期間は5年間（27～31年度）。
- ・計画の策定・変更、進捗管理に当たっては、子ども・子育て会議の意見を聴くこととされている。

(5) 子ども・子育て会議の設置

国は、「子ども・子育て会議」を設置し、新制度に基づく子ども・子育て支援策に、子育ての当事者、子育て支援の当事者等の意見を反映することとされている。

都道府県及び市町村においても、「地方版子ども・子育て会議」の設置が努力義務とされ、新制度による子ども・子育て施策が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保する上で、重要な役割が期待されている。